西 周金文の製 の事件について記録した金文より探製作意図について

る

佐 藤 信

::

はじめに

先祭祀においてその器銘の使用を強制することによって、臣下に王室による支配を確認させるためのものであると 臣下自身が製作したものとがあるという前提から、王室が製作したものについては、王室による恩寵を強調し、 雄 の研究がよく知られている。 金文の文章にはどのような意図が込められているのであろうか。この問題について検討したものとして、 松丸道雄は、 青銅器およびその銘文には王室が製作し、 臣下に賜与されたものと、 松丸道 祖

松丸道雄は作冊睘卣と作冊睘尊を例に挙げて説明する。

する。

作冊景卣 (集成五四〇七 西周早期)

王姜休、 隹 (唯) 十又九年、王才(在) 用乍(作)文考癸寶僔 床。 (尊 王姜令(命)乍(作) 器 册景安尸 (夷) 白 (伯)、尸 夷) 白 伯 賓睘貝·布。

【唯れ十又九年、王、庁に在り。 王姜、 作册睘に命じて夷伯を安んぜしめ、 夷伯、 睘に貝・布を賓す。 王姜の

揚

休に揚し、 用て文考癸の寶尊器を作る。】

作冊景尊 (集成五九八九 西周早期

(在) 岸。 君令(命) 余乍 作) 册睘安尸 (夷) 白 (伯)、尸

旅寶を作る。八】 【岸に在り。君、

(旅) 寶。

余作册睘に命じて夷伯を安んぜしめ、 夷伯、 賓するに貝・布を用てす。 用て朕が文考日癸の

(夷) 白

伯)

賓用貝・布。

用乍 (作)

朕文考日癸

臣下に王室による支配を確認させ、 ど、「王」という表現を避けるかのような表記になっていること、および自身の名や父祖の名の上に「余」「朕」字 寵への感謝の意を示している一方で、尊銘の方はこうした表現が見られず、また「王姜」を「君」と言い換えるな て自身の工房で尊を製作し、卣とセットとしたとする。王室製作の金文は王室による恩寵を強調することによって、 房で製作され、 を加えて自身とその一族の存在を強調していることに着目する。そして卣銘の文章は王室側で起草され、王室の工 に赴き、その夷伯から貝や布を賜ったというものである。引用文の傍線部が両銘の表記が異なる箇所である これらについて松丸道雄は、 この二銘はともに作冊睘という人物が王姜(尊銘の君。 **景は王室側の権威を押しつけるかのような文章の表現に憤懣を抱き、これを改竄した尊銘を起草し** 直銘が「十又九年」という周の紀年を表記し、 祖先祭祀における使用を強制するためのものという理解に基づいて議論を進め 王妃と思われる)の命により、 また「王姜の休に揚し」と王姜の恩 夷伯という人物のもとに使者

ている

たも 自川 Ŏ 静 であ による松丸道 松 丸 Ď 説 に 王 つ 室 4) による強権を示すものであるとか、 雄の論著の ては、 賛同する研究者が き評は、 西 周 「の彝器はあくまで臣下の家の祭器として、 存在する一方で、 臣下の作器がこれに対抗的 白川 静 や -伊藤道 **上**治、 な意味を持つものであるとは 高 島敏 臣下の意思によって作ら 夫が 批 判を行って る

報告するため、 かとし、 また卣銘の方が先に作られたというのも証明されていないとする。 伊藤 道治 あ る は 61 は 卣 祖先の 銘 と尊銘 功業を称揚するための 0) 違 1/7 は 睘 の憤懣を示してい É のと結論づける。 るとは 言えず、 そして金文は臣下自身 単に字数とスペ Ì ス 0 0 功業を祖 関 係 は な

底考えがたいと批判

する④

てい 俗的 高島敏夫は松丸道雄 ところで作冊睘 な解釈 るような違和感を抱くと論 を示してい 卣 と作 いるとし、 の - 冊景尊 議論に 評する。 松丸 つい は 同 道雄 て、 0 出 論証過程そのものは大変有意義であるが、 の 来事 論じる西周 だつい て記述した銘文、 0 君 臣関係について、 すなわち 近代社会に 间 結論段階で不釣り合い 事 お 件 詑 4) 載 ての関係を見ようとし 金文と位 置 なほ づ け ど通 5 n

どうか る。 になり、 てい · て 判 本稿は、 ということも ると判 断することを目的 逆に銘文の文辞 この 断されるものが存在するのかといったことのほ 同 判断 事件記載金文の諸例を分析することで、 基準 とす 書式が異なっておれば、 下となる。 ź, 本当に金文に松丸道雄が主張するような方向で王室側 似 通っておれば、 金文は臣下の 王室側 か、 松丸説の当否、 が 側 同一 用 0 意した銘文製作上の 意向 事件記載金文の文辞 が 強く反映されてい すなわち金文の 書 0 式が 政治 書式が 存 製作意 るということになる 的 在す 意 彸似 図 通っ るということ 図 が 強 0 てい Ś 間 題 反 る 映 に È

う。

1 異なる器主による同一事件記載金文の存在を示唆するもの

るものも存在すると想定される。 睘卣 と作冊景尊は 同 の人物が器主となるものであるが、 それを示唆するのが、以下に引く作冊令方尊、 同 事 件記載金文には、 /方彝である 異なる人物が器主とな

作冊令方尊/方彝 (『集成』六〇一六/九九〇一 西周早期)

牛、曰、「用漆 公用牲弙(于)京宮。乙酉、用牲弙(于)康宮。 事令(命)、眾卿事寮眾者 (于) 周公宮。公令 彝。敢追明公賞弙 (于) 父丁、 (唯)八月、 (禱)。」易 辰才 (命) (在) 甲申。 쇔 (諸) 賜) (誕) 同卿事寮。 尹、 令鬯・金・牛、 王令(命) 用光父丁。 眾里君眾百工、 隹 周公子明保、 曰、「用裨 **鲁**册 咸既、 (唯) 十月月吉癸未、明公朝至弙(于) 成周。 眾者 作) 用牲弙(于)王。明公歸自王。明公易 (諸) (禱)。」廼令 册令敢揚明公尹氒 (厥) 室 尹三事四方、 侯侯田男、 命) 受 舍四方令(命)。 日、「今我隹 (授) 卿事尞。 (寵)、用乍(作)父丁寶蹲 (唯) 令 既咸令 丁亥、 쇔 (誕) (命)。 (命) 女 (汝) 二 亢師鬯・金 (命) 甲申、 明

誕に命じて三事の命を舍く、 命じて周公の宮に告げしむ。 【唯れ八月、 亢師 甲申 に鬯・金・牛を賜いて、 明 公 辰は甲申に在り。王、 牲を京宮に用う。 卿事寮と諸尹と、 公、 曰く、「用て禱れ」と。 命じて誕に卿事寮を同めしむ。 乙酉、 周公の子明保に命じて、三事四方を尹め、卿事尞を授けしむ。 牲を康宮に用う。 里君と百工、 令に鬯・金・牛を賜いて、 諸侯の侯田男と、 咸く既え、 唯れ十月月吉癸未、 牲を王に用う。 四方の命を舍く。 曰く、「用て禱れ」と。 明公、 明公、 朝に成周に至る 王自り歸る。 既に命を咸え 矢に 廼 明

て明公尹の寵に揚し、用て父丁の寶尊彝を作る。 ち命じて曰く、「今我れ唯れ汝二人亢と矢とに命じて、 敢えて明公の賞を父丁に追し、 奭に乃の寮と乃の友の事を左右けしむ」と。 用て父丁を光かせん。 作册 **篑册。**】 令敢え

1/2 を補佐するよう命じている。 還した後に亢師 う命じられたことを記す金文であるが、 る。 たとえばここに引く作冊令方尊/方彝は、 実際後文でみるように、 (亢) と令(矢) にそれぞれ鬯・金・牛を賜与して祭祀を命じ、 本銘はあくまで令の器であるが、 異なる人物が同一の祭祀・軍事などを記録した金文が存在する。 明保が十月の甲申・ 周公の子明保 (明公) 乙酉の日に京宮と康宮の祭祀を行い、 同内容の銘文を亢師も制作していることを示唆して が王より三事 それぞれ卿事寮の僚友とともに自分 (内服)・四方 (外服) 王のもとより帰 を管轄するよ

取り上げることにする。 えやすいであろう。そこで本稿では以下、 金文製作の意図を探るには、 同一人物が器主のものよりも、 まず器主が異なるものを問題にし、 異なる人物が器主の ついで器主が同 もの Ó 方が 製作意 一人物であるものを 図 0 兾 訚 が 見

2 異なる器主による同一事件記載金文の諸相

本章では、 異なった器主による同 事 ·件記載金文についてケース別 に見てい

(1) 大事紀年的記載

保卣/尊(『集成』五四一五/六〇〇三 西周早期

乙卯、王令(命) 保及殷東或 (國) 五侯。 祉兄 (貺) 六品、 蔑曆 歴) 于保、 易 (賜) 賓。 用乍 (作) 文父癸宗寶

噂(尊)彝。遘于四方迨(會)王大祀、夜于周。才(在)二月既望。

癸宗の寶尊彝を作る。四方の王の大いに祀り、 【乙卯、王、 保に命じて殷の東國五侯に及ばしむ。祉、六品を貺り、 周に被するに會するに遘う。二月既望に在り。】 保より蔑歴せられ、 賓を賜う。 用て文父

関連があるのかはわからない。 祀(大祀、 液)に参加した日にあたるというのである。これはいわゆる大事紀年にあたる。 て贈答する。重要なのは傍線部である。 の案内役)とする説があり、明確でない。さしあたり征と見ておく。彼が五侯への使者となる。征がこの五侯に対し® て諸説ある。 保卣/尊は、 ある人物が王命により旧殷の東方の五侯のもとに使者として赴いたという内容であるが、器主につ 一般的なのは保(大保、召公奭)とする説であるが、ほかに銘中の「祉」とする説、「賓」(儐相、 銘文制作の紀年、某年の乙卯の日が、四方 (諸侯) が周に集まって周王の祭 ただ、銘文前半の内容と 儀礼

荊子鼎(『銘図』二三八五 西周早期

貝二朋。用乍(作)文母乙僔 丁子 (巳)、王大衼。戊午、荊子蔑曆 (尊) 彝 (歴)、敞(賞)白牡一。己未、王賞多邦白(伯)、荊子麗(列)、賞旣卣

【丁巳、王、大いに莜す。戊午、荊子蔑歴せられ、白牡一を賞せらる。 野卣・貝二朋を賞せらる。用て文母乙の尊彝を作る。】 己未、王、多邦伯に賞するに、 荊子列 眾于王逨。

義易

(賜)

貝

十朋。

對揚王休、

用乍

作

寶僔

(尊)

盉。

子子孫孫永寶用

義蔑曆

義盉蓋

(『集成』

九四五三

西周

中

期

全容が不明確であることが示唆される。 しれ 乙卯(五二)と連続していることを指摘してい れている。この三つの日付について、李天虹が丁巳(干支番号五四)・戊午(五五)・己未荊子鼎では、丁巳の日に王が大夜の祭祀を行い、戊午の日に荊子が褒賞され、己未の た二銘を接続すると、 ない あるい は開始 多邦伯である荊子は四方に包摂されるということになる。 の時 期はそれ以前からかもしれない。 る。 つまりこの二銘は同じ祭祀について記録してい ここから少なくともひとつの銘文だけでは祭祀 祭祀は乙卯から開始されたの 己未の 五六 日に多邦 の日付い 佰 ると見られ が 0 褒賞 保卣 が 尊 か 行 ž, ま 0 わ

(2) 同一の祭祀儀礼への参加

隹 (唯) 十又一月、 既生霸甲申、 王才 (在) 魯。 卿 (會) 即邦君・者 諸 侯·正·有 劅 司 大射。

れ 催れ十又一月、 眾び王に速す。 既生霸甲申、 義、 貝十朋を賜わる。 王 魯に在り。 王の休に對揚し、 會して邦君・諸侯・正・ 用て寶尊盉を作る。 有司に即きて大射す。 子子孫孫永く寶用せよ。】 蔑歴 せら

の直臣で大臣に相当する者であると見られる) で王のペアを務め、 義 孟 蓋は某年の Ť 宝貝を賜与されてい 月既 生 霸甲 申 の日 と諸侯、 に王が 魯で大射礼を行ったことを記載し 正 (官の正長)、 有司 (諸官) からなる。 てい る。 器主義が褒賞され、 参加 者 は 邦 莙

鼎。

(『銘続』二二八 西周中期)

西自 (唯) (師)、ナ (左) 克東自 (師)、 (在) 甲申。王大射、 臤 (賢) 克氒 (厥) · 才 (在) 啻 (敵)。 魯。 王休、 王眾右即西六自 (師)、 易 [賜 臤 賢) ナ (左) 貝百朋。 即東八自 用乍 作 (師)。 王克

る。 に即く。 【唯れ十又一月、 王_、 西師に克ち、左、 辰は甲 申に在り。 東師に克ち、賢、 芙 大射するに、 厥の敵に克つ。王休し、賢に貝百朋を賜う。 魯に在り。 芙 右と眾に西の六師に即き、 用て寶尊鼎 左、 東 0 八師

賢鼎は義盉蓋と同日 (十一月甲申)、 同地 (魯) で開催された大射礼について記録している。 参加者は、こちらは

(詳細不明)、

西の六師、

東の八師

(殷八師、

成周八師)からなる。

を記述していない可能性が示される。 勝利したことにより、 またこの銘文中の 左が東の八師と対戦したということである。王と右は西六師に勝ち、左は東八師に勝利した。 「即」は大射礼で対戦相手となることを意味するようである。 王より宝貝を賜与されている。 義盃蓋とは参加者が異なることから、 つまり王と右が西 両銘双方が儀礼の全貌 賢も対戦相手に 1の六師 と対戦

ついで別の事例を取り上げたい

何尊(『集成』六〇一四 西周早期

隹 (唯 王初郡 (遷) 宅于成周、復亩 (禀) 武王豊 (禮) 裸自天。 才 (在 四月丙戌。 王奡 (誥) 宗小子弙 (于) 京

室、 (敏)。 有舜 Ħ 旦 (功 王咸嘉 『余其宅茲中或 「昔才 弙 (誥)。 (于) 天、 (在 珂 爾考公氏、 叞 何 (國)、 (徹) 易 自之辥(壁)民。』烏虖、 令(命)、敬喜 克逨文王、 (賜) 貝卅朋、 貄 用乍 (享) 戈(哉)。」 肆) 作) 文王受茲大令 爾有 臾 (庾) 公寶噂 叀 (或 (惠) (命)。 唯 王龏 (雖) (尊) 隹 小子亡戠 (恭 (唯) 彝。 德、 武王 隹 (唯) 谷 (識)、眠 既克大邑商 裕) 王五 天 (視 祀 順 弙 則 訓 廷告引 手 争

克ち、 して、 て識る亡しと雖も、 が不敏なるに訓ず。 れ王初めて成周に遷宅し、 則ち天に廷告して、 曰く、「昔爾の考公氏に在りては、克く文王を逨し、肆に文王、茲の大命を受く。 公氏の、功、天に有るに視い、命を徹し、敬享せよ」と。惠れてして、曰く、『余其れ茲の中國に宅し、之れ自り民を壁めん』と。 王 誥を咸える。 復た武王の禮裸を禀くるに天自りす。 何 貝卅 崩 を賜わり、 用て庾公の寶尊彝を作る。 四月丙戌に在り。 惠れ王、 烏虖、 王 唯れ武王 德を恭み、 唯 宗小 n 爾或 王の 一既に大邑商 子を京室に誥 Ŧi. 天に裕し、 は小子にし

日に王が京室において宗小子の何に誥命を下し、 何尊 では 時 主が 在位五 年に初 8 て成周 に遷り、 宝貝を与えている。 武王 の酒器を受け出 して裸を行うという内容である。 四 月 丙 戌 0

毳尊 卣 (『銘三』一〇二〇/一一四〇 西周早期 後段

隹

四 月

王

初祉

(誕

裸

于成

周

丙戌、

王

各

(格)

于京宗。

王

易

(賜)

宗

小子貝、

毳

認定麗

例,

易

賜

毳 對王休、 用乍 作) 薛公寶噂 (尊) 彝。 王五祀

隹 (唯)

毳 に賜わる。 唯 れ四月、 王の休に對し、 毛 初 めて誕に成周 用て薛公の寶尊彝を作る。 に裸す。 丙 戌 Ξ 京宗に格 唯 れ王の五祀。 る 王 宗 小子に貝を賜うに、 毳 眔 に 列

比べて誥命が省略されるなど、全体的に記述が簡略である。

に王が京宗(京室)で、宗小子の毳に宝貝を与えている。器主の身分や賜与物は何と同様であるが、こちらは何尊と一方で毳尊/卣も同じ五年四月丙戌の祭祀儀礼を記録している。何尊と同様に成周で初めて裸を行い、丙戌の日

徳方鼎(『集成』二六六一 西周早期)

隹(唯)三月、王才(在)成周。祉(延)珷祼自蒿(鎬)、咸。王易(賜)德貝廿朋、用乍(作)寶僔

【唯れ三(四?)月、王、 成周に在り。 斌の裸を延くに鎬自りし、咸わる。 王、德に貝廿朋を賜い、 用て寶尊

彝を作る。】

周甲戌方鼎(『西清続鑑甲編』)

隹

四月、 才 (在) 成周。 丙戌、 王才 (在) 京宗、 商 (賞) 貝。 才(在) 安□□卿貝、 用乍 作 寶僔

彝

【唯れ四月、 成周に在り。 丙戌、王、 京宗に在り、 貝を賞す。 才 (在) 安□□卿貝、 用て寶尊彝を作る。】

命の記述はない。徳方鼎は何尊と同様に武王の酒器を招来したことを述べ、徳に宝貝が与えられている。 ここに引く徳方鼎と周甲戌方鼎の二銘についても関連の金文とする見方がある。 部記述が不明確な部分があるが、 何尊・毳尊/卣と同様に、四月丙戌の日に王が成周の京宗で臣下に宝貝が しかしともに記述は簡略で、誥 周甲戌方

与えたことを記す。

が存在するとすれば、 たと見る方が適切であろう。 祀儀礼に参加したことを示す金文には差し当たり日付、 あるとすれば、 った最低限の要件を具えていれば充分であり、 松丸道雄 なぜ何にだけ銘文に王室の意図が押しつけられたのか不明確である。 は 何尊につい 同一 時に開催された祭祀儀礼に参加したと見られ、いずれも同じように宝貝を賜っている四 それは繁雑なものではなく簡潔なものではないかと考えられる。 て、 ここから、 王. の誥命を長々と引いていることから、 金文の記述の繁簡は器主の任意によるものであり、 何尊の場合はこの基本的な書式に器主の任意で王の誥命を追 王の所在、 賜与、 これを王室の製作としてい 作器(「某某、 それよりも、 寶尊彝を作る」 王室の立場からしても、 王室による銘文の書式 んるが_® の類の文辞) 仮にそうで [者のう 加 لح 祭

(3) 一連の戦役への参加

钛鐘(『集成』二六○ 西周晩期、厲王)

王肇遹省文武勤彊

(疆)

土

南或

(國)

艮 (服)

孳

子

敢臽

(陷)

虐我

土。

王章

(敦

伐其至、

戦

(撲)

伐厥

有 艮 服 成亡競。 孳 子 我隹 廼遣閒來逆卲王。 (唯 司 (嗣) 配皇天。」王對乍 南尸 (夷)・東尸 作) (夷) 宗周寶鐘。 具見廿又六邦。 倉倉悤悤、 生 (唯) 皇上帝百神保余小子、 雍 雝 (雍)、 用 卲 朕 (昭 猷又

考先王。 先王其嚴在上、 (豐) 數 (豐)、降余多福、 福余順孫、 參壽隹 (唯 利

똶

(胡) 其萬年毗 (畯) 保四或 (國)。

不 (丕)

顯且

祖

皇上帝百神、 の都を撲伐す。 王 肇に文武の勤めし疆土を適省するに、 余小子を保ち、 服子廼ち閒 を遣わして來たりて王を逆卲せしむ。 朕が猷成有りて競う亡し。 南國 の服子、敢えて我が土を陷虐す。 我れ唯れ嗣ぎて皇天に配されんことを」と。王、 南夷・東夷の具に見えるもの廿又六邦。 芙 敦伐して其れ至り、 對え 厥

て宗周の寶鐘を作る。 余に多福を降し、 倉倉悤悤、 **都**権確をして、 余の順孫を福し、 用て丕顯なる祖考先王を昭格す。 參壽をして唯れ利あらしめん。 先王其れ嚴として上に在 胡其れ萬年畯く四

を保たん。】

帝百神」 ていた。そして胡簋 邦が王 王」により、 麩鐘 に謁見している。ここから服子は南夷に属することがわかる。 は南方の服子の侵攻を承けて王が親征したことを記す。 以下は王の自述の語である。 昭王期と見なすのが一般的だった。 (集成四三一七) の発見により厲王の自作器としての評価が決定的となった。銘中の しかしその一方で唐蘭が早くに銘中の 親征の結果服子を降し、 この銘の断代については、かつては銘中の「卲 南夷・東夷に属する二十六 「唯れ皇上

伯城父簋(『銘図』五二七六~五二七七 西周晩期

其德(萬)年子子孫孫、 訊十夫・馘廿、 隹王九月初吉庚午、王出自成周、 得孚 (俘) 金五十匀 永寶用亯 (享)。 (鈞)、 南征伐艮 用乍 服 作) 孳 (子)・□・桐・潏 寶簋、 揚。 用亯 (享) 于文且 (遹)。白 祖) 考、 用易 (賜 萬年眉 寴 (親)

るを賜らん。其れ萬年子子孫孫、 【隹れ王の九月初吉庚午、 親ら執訊十夫・馘廿あり、俘金五十鈞を得、 王、出づるに成周自りし、 永く寶用して享せよ。】 用て寶簋を作り、揚す。用て文祖考に享し、 南征して服子・□ ・桐・遹を伐つ。 用て萬年眉壽な 王 0) 伐に從

(萬

年、

子孫永寶用

穀・馬四匹・矢五 (有) 王 南征、 王_。 王休匽 伐角・潏 (偃)、 東。 (遹)。 乃射。 馭 隹 方拜手稽首、 馭方卿 (唯) 還自征、才 (會) 王射、 敢 〔對揚〕 天子不(丕) (在 馭方休闌。 坯。 噩 王宴、 (鄂) 侯馭方内 顯休贅(釐)、〔用〕 咸酓 (飲)。 (納) 王親 壺于王、 (親 乍 乃鄭 作) 易 [賜 噂 (裸) 之。 (尊) 馭 (方玉) 鼎 馭 其 方友 Ŧi. 邁

其 方、 方に玉五穀・馬四匹・矢五東を賜う。 れ萬年、 【王南征し、 王に侑す。 子孫永く寶用せよ。】 角・適を伐つ。 王休偃し、 乃ち射す。 唯れ還りて征自りし、 馭方拜手稽首し、 馭方、 王の射に會し、 坯に在り。 敢えて天子の丕顯なる休釐に對揚し、 馭方に休闌あり。 鄂侯馭方、 壺を王に納め、 王宴 飲を咸える。 乃ち之に 用て尊鼎を作る に裸す。 王親ら馭 馭

>>生盨(『集成』四四五九~四四六一 西周晚期

對 刺 王征 (烈)。 南淮尸 **参生**眾大娟 (夷)、伐角・津、 妘, 其百男・百女・千孫、 伐桐・ 遹。 参生從。 其邁 執訊折首、 (萬) 年眉壽、 孚 (俘) 永寶用 戎器、 孚 (俘) 金。 用乍 作 旅盨、

用

旅盨を作り、 王 南淮夷を征し、 用て烈に對う。 角・津を伐ち、 参生

眾び大妘、 桐・遹を伐つ。翏生從う。 其れ百男・百女・千孫あらんことを、 執訊折首あり、 戎器を俘し、 其れ萬年眉壽、 金を俘す。 永く寶用 用

ょ。

朱鳳瀚 は これら三銘に記述されているのは麩鐘と同 の戦役であると指摘する。 四銘をつなげると、 この時 に

戦役の全貌はわからないことを示唆する

1, の器銘と従軍した臣下の器銘との比較が可能となるわけである。 艮 は器主である臣下自身が従軍し、 服 孳 (子)、 桐 潏 (遹)、角、 津が征伐の対象となったということになる。 戦った対象のみについて言及していると見られ、やはりひとつの銘文だけでは 各銘は王の南征にあたって主要な征伐対象 一連の戦役について、 親征した王

王の軍功については言及しない。 それぞれの役割や関心によって異なった内容となる。また王の親征ではあるが、臣下の器銘は麩鐘に見えるような げない。 礼・射礼を記し、 以下、各銘の記述を追っていくと、 伯

成

父

簋

と

零

生

盨

は

器

主

の

軍

功

、 鄂侯馭方自身が戦役に従軍したかどうかは不明である。このように同一の戦役に関する記述でも **鉄鐘は服子などの服属と王の瑕辞** 捕虜や敵首、 その他鹵獲品を得たことを記す。 (祖霊への言葉)を記載し、 噩侯鼎は、 些末な軍功 王に対する響 従は挙

同一の器主による同一事件記載金文

3

例を取り上げる 今度は器主が同一人物による同一 事件記載金文を見ていきたい。ここでは特に近年出土の金文が関係している事

五年琱生簋(『集成』四二九二 西周晚期

「余老止 (矣)。 (唯) 五年正月己丑、 公僕章 (庸) 琱生又 土田多諫。弋 (有) 事 (式) 白 麠 召 (伯) 氏從許、公宕其參、女(汝) 來合事。 余獻。 婦 (婦 氏以壺、告曰、「以君氏令 則宕其貳。 公宕其貳、女 曰

則宕其 我考我母令 (命)。 余鼉 惠 余弗敢屬 于君 氏大章 (亂)。 余或至 (璋)、 報婦 致) 我考我母令(命)。」 婦 氏帛束 璜 (衡)。 琱生則堇 鹽 召 (覲) 白 圭 伯 虎曰、 余既 訊 熐 厭

れば、 或 氏の命を以てす」と。 た我が考我が 婦氏に帛東・衡を報ず。 れ五年正月己丑、 汝は則ち其の貳を宕めよ。 母の命を致す」 曰く、 **琱生に事有り**。 召伯虎曰く、 「余老いたり。 ځ 公、 琱 其 生則ち圭を覲 召、 0 「余既に訊けり。 貳を宕むれ 公の僕庸土田に諫多し。 來たりて事を合す。 す。 ば 汝は則ち其の一 我 が考我 余獻ず。 が母の命を厭かしむ。 伯氏の從許するを式て、公、其の參を宕 婦氏、 を宕めよ」と。 壺を以てし、 余、 余敢えて亂さず。 告げて日 君氏に大璋を惠 一君

六年琱生簋(『集成』四二九三 西周晚期

今既訊。 其休、 白 隹 伯。 (唯 用乍 有嗣 又 (有) 六年四月甲子、 作) 司) 朕 祇、 刺 Ħ 又 烈) 厚 有 王才 且 (厭) 成。 (在 祖 令 (命)。 亦我考幽白 鹽 葊。 召) 麠 今余既一名 公嘗簋。 召 (伯)・幽姜令 白 其萬年、 伯 銘) 虎告日、 (命)。 典、 子子孫孫永寶 獻。」 余告慶。 「余告慶。」 白 伯 余以邑訊有嗣 旦 用亯 氏則報辟 「公氒 (享) 于宗 (璧)。」 司)、 稟貝、 琱 「余典 生奉揚 用獄 勿 朕 敢 諫 宗君 爲

既 を作る。 て有司に訊く、 に用う。 に れ六年四月甲子、 典に 爲せしは伯なり。 其れ萬年、 路じ、 『余は典するのみ、 獻ず』 子子孫孫永く寶とし、 毛 ٤ 祇しむ有り、 蒼に在り。 伯氏則ち璧を報ず」 敢えて封ずる勿れ』と。 召伯虎告げて曰く、「余、 成有り。 用て宗に享せよ。】 亦た我が考幽伯 ٤ 琱 生 今既に訊く。 朕が宗君の休を奉揚し、 慶を告ぐ」と。 幽姜の命なり。 有司曰く、 曰く、 余、 『命を厭かしめたり。 用て朕が烈祖召 「公の稟 慶を告ぐ。 د را L 余 貞 公の は 邑 を以 獄

汝

事體

(召) 人、公則明亟

五年琱生尊(『銘図』一一八一六~一一八一七 西周晩期)

虚 薅 田多柬 (婦) 氏帛東・璜 用癲 (棘)。 弋 (太) 五年九月初吉、 (祈 通彔 (禄)・得屯 (衡) 許、 鹽 勿吏 (使) 散亡。 (召) 姜以琱生戣 有쮉 (純)・霝 (司) 眔蕣(賜) (靈) 余宕其參、宕其貳。 冬 (終)。 (緆) 兩辟 五尋・壺兩。 子孫永寶用之亯 (璧)。 琱生對揚朕宗君休、 其蜺 君氏命曰、「余老止(矣)。 我僕臺 (兄) 公、其弟乃。」余鼁 (享)。 其又 有 用乍 (作) 敢飂 (亂 (惠 贈 (召) 公噂 大章 (尊 主

と。余、大璋を惠し、 公の尊盧を作る。 【唯れ五年九月初吉、 日わん、 許すを式て、散亡せしむる勿れ。余、其の參を宕むれば、其の貳を宕めよ。其れ兄は公、其れ弟は乃」 「汝は召に事うるの人、 用て通祿・得純・靈終を祈る。 婦氏に帛東・衡一を報ず。 召姜、 琱生に緆五尋・壺兩を以てす。 公則ち明殛せよ」と。】 子孫永く之を寶用して享せよ。 有司眾に兩璧を賜う。 君氏命じて曰く、 琱生、 朕が宗君の休に對 「余老いたり。 其れ敢えて茲の命を亂す有ら 我 お揚し、 後庸 用て召

これら三銘 いずれも召氏傍系の琱生が器主である。 は従来五年琱生簋 ・六年琱生簋の存在が知られており、 近年になって五年琱生尊が 出土したという経

生が分室することになり、 に付随する裁判、 いずれも同一の事案について記録したものとなる。 以下、これらの金文の性質・内容について、木村秀海の理解に基づいてまとめておく。 贈答などを記録している。 その処理について記録したものであり、 五年琱生尊は手続きがすべて終わった時点で製作され、 内容は幽伯から召伯虎への召伯家の宗君の代替わりを機に、 召伯家の琱生に対する土地と人員 それぞれ紀年が |五年九月初 分割 異なるが 瑂

結を詳 六年 吉 琱 は 生簋 細に記 決着が 銘文は連続してい 0 方は つい た時期 幽 Ŧi. 伯 年琱生尊の方は、 る。 幽 である。 姜の死を承け、 「五年正月己丑」 五年琱生簋 発端をやや詳しく、 両人に感謝の意を示すため製作された。 ·六年琱生簋 は分室の事案が始まった日付、 手続きの経過と終結を簡潔に記してい は二件の銘文に分けて、 「六年四月甲子」 この 分室の発端、 両 器は セッ は両器製作 手続 る。 1 きの · で 同 五年琱 詩 経 0 Ĥ に製 生簋 過 付で 作 終

と琱 話法と間接話法が混在していると指摘する。 分割 このうち五年琱生尊と五年琱生簋とに内容の重複が多い。 生 の比率に関する夫の言葉を琱生に伝えた部分が重複してい の立 場から記述した部分 (間接話法。 引用文の波線部) すなわち幽伯の立場で語っている部分 である。 特に婦氏 るが 木 (幽伯の妻) 村秀海はこの重複部分を比較すると、 が、 (直接話法 召伯家と瑪生との間 以下の引用文の傍線部 0 土 直 地 0

ある。

貳を宕めよ。 尊銘 簋銘 「余老い 余老 其れ兄は公、 61 たり。 たり。 我が 公の僕 其れ 後庸土 庸 土 弟 ば乃 亩 亩 に諫多 に諫多し。 L 伯氏 許すを式て、 の從許するを式て、 散亡せしむる勿 公 其 ñ の參を宕む 쇣 其 0 これば、 参を宕 汝 Fr は n 崱 ば ち 其 其 0 0

このうち簋銘を直接話法に統一 すると以下のようになる (二重線部が修正した部分)。 貳を宕めよ。公、

其の貳を宕む

これば、

汝は則ち其

の一を宕めよ

よ。 쇣 1/2 其の貳を宕むれば、 ・たり。 我が僕庸土 一田に諫多し。 **稠生**は則ち其の一を宕めよ」 虎の從許するを式て、余、 其の參を宕むれ ば 汝 に則ち 其 の貳 を岩

理が未熟であるということを上げている。

る召伯虎が分室に同意すれば、 幽伯は老いて隠居を望んでいる。 幽伯側と琱生側の土地の分割の比率を三対二あるいは二対一とする。) 幽伯の土地・人員には紛争が多く、 裁判・交渉による解決の必要がある。

話法混在の理由として木村秀海は琱生が幽伯に敬意を示そうとしたことと、一方で発言を引用する際の文章の整

ち幽伯 て、 尊銘に加えて内容が重複する簋銘が作られた事由は、 王室の権威を借りて一定の圧力を加えることがあったとするが、尊銘と簋銘から、そのような政治的意図、 次の事例に移る 松丸道雄は、王室が金文製作を通じて臣下に圧力をかける一方で、諸侯は諸侯で金文製作を通じてその臣下に、 両人に感謝の意を示すために改めて五年琱生簋・六年琱生簋を製作したというような方向で考える必要がある。 本来分室の手続きが完了した時点で製作された五年琱生尊のみで充分であったところ、 :側から琱生への圧力であるとか、琱生の反抗を読み取るのは困難であるし、読み取る必要もないであろう。 政治的意図とは別の方向、たとえば木村秀海の想定するよう 幽伯・幽姜の死を承け すなわ

气盤(霸姫盤)(『銘三』 一二二〇 西周中期

「余不女(汝)命。」曰、「虓(卜)霸姬。」气誓曰、「余賢 唯八月戊申、霸姬以气訟于穆公、 則食(鞭)五百、 **金**(鞭) 五百、 罰五百守(鋝)。」气則誓。曾 罰五百寽 (鋝)。」 曰、「以公命、 報氒 (厥) 用线 (增) 氒 誓日、 討 (敢) 弗廛 「余爭 (厥) 誓曰、「女(汝)(余?)矣(敢) 朕寑 (稱) (僕) (展) 公命、 腐 爯 (馭)·臣妾自气、不余气 (乞)。」 (稱)公命。 用虓 <u>}</u> 用虓 霸姬。 <u>}</u> 遐 弗爭 (倘 (稱) 公命 余亦改朕

新宗君とな

朕辭、 用虓 <u>F</u> 出棄。 余唯自. 气則誓。 無 對公命、 (誣)、 則 全 用乍 (鞭) 作 身 寶般 傳 出 (盤)・盉。 報氒 厥) 孫子子其萬 誓日、 「余既 (萬) 年寶用 H 爭 (稱) 公命、 遐 余改

用 既に曰く、 して、用て霸姬にトえず、 こと五百、 敢えて公の命を展稱せず。 するに、余に乞えず」と。 て寶盤 唯 厥の誓いを報じて曰く、「余、公の命を稱し、 れ八月戊申、 ・盉を作る。 『公の命を稱し、 罰すること五百鋝ならん」と。 霸姬、 孫子子其れ萬年寶用せよ。】 气を以て穆公に訟えて、 余唯れ自ら誣すれば、 公日く、「余の汝に命ぜざるに」と。曰く、「霸姫によう」と。 用て霸姫にトえ、 倘し余、 朕が 辭を改むれば、 气則ち誓う。 余唯れ自ら誣すれば、 則ち身を鞭ち、 用て霸姫にトえん。倘し余亦た朕が辭を改むれば、 日く、「公命を以て、 厥の誓いを増して曰く、「汝 則ち出棄されん』」と。 傳出されん」と。 鞭つこと五百、 用て朕が僕馭・臣妾を討むるに气 气則ち誓う。 厥の誓いを報じて曰く、「余 罰すること五百鋝ならん (余?) 敢えて公の命 气誓いて曰く、 公の命に對 則ち鞭 を稱

气盉(『銘図』一四七九五 西周中期

气誓日、 公命、 余里 遐 (倘) 敢) 余亦改朕辭、 弗爭 (稱) 出棄。』」 公命、 余自 對公命、 無 (誣)、 用乍 則食 作) 鞭) 寶般 身、 (盤)・盉。 第傳出。 孫子子其德 報氒 (厥 誓日、 (萬) 年寶用。 「余既」 日 余爭

公の命に對し、 の誓いを報じて曰く、「余既に曰く、『余、 【气誓いて曰く、 用て寶盤・盉を作る。 余、 敢えて公の命を稱せず、 孫子子其れ萬年寶用せよ。】 公の命を稱し、 余自ら誣すれば、 倘し余亦また朕が辭を改むれば、 則ち身を鞭ち、 第して傳出され 出棄されん』と。 厥

もよいと誓いを立てたことを記す。

力者穆公に气を告訴し、 所有していた僕馭・臣妾が气の手に渡り、 この二器はともに山 西翼城 穆公は气に返還を命じたこと、气は返還を履行しなければ鞭打ち、 大河口 |西周覇国墓地二〇〇二号より出土した。 覇姫が气に返還を求めるが、气は返還に応じないこと、 盤銘はおそらくは覇 罰金、 国 追 覇 に 姫 嫁 |放に処され が 61 · だ覇 王 朝 0 姫 有 0

鋳造するのに比較的広いスペースを用意できるのに対し、 ず、穆公も「公」と略記するのみである。 合などに、 盉銘は必要最小限の内容を節録することになったのであろう。 は盤銘 文脈 の節録であり、 ・内容を承知している者が読むという前提、 气の誓いの部分のみを記載し、 盤と盉という器種はしばしばセットとして扱われる。 盉は逆に比較的狭いスペースしか用意できない。 誓いに至った事情は記載され あるいは事情を詳述する盤銘とセットで読まれるとい 用途としては、气の誓いを確認する必要が生じた場 ない。 ただ、 覇姫 0 盤が銘文を 名 は 出 てこ

り、これは二○○二号墓の被葬者覇国国君の一族である覇仲の私名とする。◎ ような節録で記録・記念として問題がないということであろう。 器主は特に盤銘については一般に覇姫とされているが、 **盉銘につい** ては疑問 覇姫・气のどちらが器主でも、 匠がある。 韓巍は 5両銘 0 器主を气 であ

う前提で書かれているようである

韓巍は、 更に覇姫は誰の妻かという点も問題になっている。一般的には二〇〇二号墓の被葬者である覇仲の妻とされるが 气は二○○二号墓の被葬者である覇仲自身であり、 覇姫は覇伯の妻であるとする。

おわりに

る

本稿 ではそれぞれ 0) 同 事 伜 記載金文の内容につ ζJ て比較してきたが、 これらの 金文から以下のことが 示

てい 0 ても、 が きるように書 る。 スのような即物的 あるというように考える必要は '金文も間 本 最後に以上の議論をふまえたうえで、 同一人物であっても必要に応じて分量、 金文は臣 稿 よって個別の金文からは事件の全貌を窺い る は同 たとえば伊 松丸道雄のように卣銘が王室の政治的意図を押しつけられたもので、 これらの方面からの検討については今後の課題としたい。 題 下 事件 にし、 か Ó れ 功業につい な事 記載金文に関する金文の内容、 藤道治の指摘するように、 るわけではない。 か 情が影響したのではないかといったような つ青銅 て記 器 ないように思われ 録することが主目的 の造型や銘文部 同 本稿冒頭で取り上げた作冊景卣と作 事 内容の繁簡などに違い ・件を記録しても器主が異なれば同 金文著述のうえでは王室の政治的意図よりも字数や鋳造 分の 知るのは困 書式のみを問題としたが、 る。 スペ であり、 両銘 1 サ 0 難な面がある。 一など、 相違 そして臣下の の事 が生じる。 別 考古学的な視点も含めた総合的 の方向 由 は 関 また第三者が読んで内容を正確 じ内容 わっ 松丸道雄 から検討した方が 王室による製作か 尊銘はそれに対する反抗を示す :冊睘尊に立ち返ると、 た範囲 ・分量にはならな Ó 研究は麦諸器 のことを中 ょ 臣 下の 心 に記 箇 自 の などそ な議論となっ 両銘 所 作 0 か か に 録)把握 É スペ に関 に つ 器 0 つ 7 わ

銘続

呉鎮烽編著

集成 中国社会科学院考古研究所編 『殷周金文集成 (修訂増補本)』 (中華書局) 2007年

銘図 呉鎮烽編著 『商周青銅器銘文暨図像集成』(上海古籍出版社、

2012年

『商周青銅器銘文暨図像集成続編』

(上海古籍出版社

2016年

銘三:呉鎮烽編著 『商周青銅器銘文暨図像集成三編』(上海古籍出版社、 2020年

注

1 もに『西周青銅器とその国家』、東京大学出版会、一九八○年。初出はそれぞれ一九七七年、一九七九年)。 松丸道雄「西周青銅器製作の背景―周金文研究・序章―」「西周青銅器中の諸侯製作器について―周金文研究・序章その二―」(と

2 松丸道雄前掲「西周青銅器製作の背景―周金文研究・序章―」、二〇~五四頁

3 本稿で引用する金文は、基本的にそれぞれの著録の釈文を参照しつつ、部分的に銘文拓本などの図版を参照して筆者が改釈した。

4 白川静「松丸道雄編 『西周青銅器とその国家』」(『史学雑誌』第九〇編第九号、 一九八一年)。

別に依拠する研究がある場合はその旨注記する。

(5) 伊藤道治「西周金文とは何か―恩寵と忠誠―」(『中国古代国家の支配構造―西周封建制度と金文―』、中央公論社、一九八七年)、

6 高島敏夫『西周王朝論《話体版》』(朋友書店、二〇一七年)、一三八頁

二四~二八・三〇~四一頁。

 \bigcirc 高島敏夫前掲 『西周王朝論 《話体版》』、三三五~三三六頁、注(三)。

祉を五侯の名とするが、本稿では祉と五侯をそれぞれ別人と見ておく。となればこの器銘は「保卣/尊」ではなく「祉卣/尊」と 白川静『金文通釈』巻一上 (『白川静著作集別巻』、平凡社、二〇〇四年、 初出一九六三年)、一八一~一八九頁。ただし白川静は

呼 称すべきであるが、さしあたり一般的な 延 あるいは「誕」と解され 保卣 尊」 の呼称を採っておく。 なお、 保卣 /尊銘に見える 仙 字は 般的に虚

(10) 9 と見ているわけである。 銘中の 唐蘭 『西周銅器銘文分代史徴』(中華書局、 「蔑歴」 とは、 主君・上官が臣下・部下に賞賜する際に、自身やその祖先の功績を称えることを示す語であり、 唐蘭はこの器銘を「賓卣/尊」と呼称している。なおこの字は一般的に貢納品などの賞賜品と解される。 一九八六年)、六四頁・六七~六八頁。 儀礼の案内役がその功績によって賞賜され 「(器主が

保に蔑歴された」と受動態で読むべきである。「保」を器主と見ると、 は器主ではないと考えられる。「蔑歴」については佐藤信弥 「蔑歴の時代」(『西周期における祭祀儀礼の研究』、 保が自分で自分を褒め称えたことになってしまう。 朋友書店 よって

(11) 解釈は孫稚雛 この五侯とは五人の侯のほか、 「保卣銘文匯釈」(『古文字研究』第五輯、 五を地名とする見方もある。 中華書局、 ここでは旧殷の地の五人の諸侯と見ておく。 一九八一年)を参照 なお、 この銘の主要な

② 荊子は多邦伯のひとりであると見られる。

一○一四年、

初出二〇〇五年)を参照

(13) 李天虹等「湖北隨州葉家山西周墓地筆談」(『文物』二〇一一年第一一期)、七七頁

(14) 曹錦炎 「毳尊卣銘文考釈」(『古文字研究』第三三輯、 中華書局、二〇二〇年)、二七六頁

(15) 年 時 別に少しずれがある。 何尊は通常、 初出一九八一年)のように、 西周早期前段の成王期の器銘とされる。 ただ、何尊の断代については、李学勤 西周早期後段の康王期に置く研究も存在する。 一方、毳尊/卣については『銘三』 「何尊新釈」(『新出青銅器研究 この問題については本稿では深入りしないことに は西周早期後段に断代しており、 (増訂版)』、人民美術出版社、二〇一六

⑯ この「三月」は「四月」の誤りかもしれない。

17 王杰等編『西清続鑑甲編』二十巻·附録一 初出一七九三年)、 第五冊所収、 第一 巻、 (劉慶柱、 第三十六葉 段志洪主編 馮時副主編 『金文文献集成』香港明石文化国際出版、

⑱ 黄錦前「新見毛卣及其価値」(『文博』二○二一年第二期)

五十二葉など。

- 20 (19) 郭沫若『両周金文辞大系図録考釈』(『郭沫若全集 考古編』第七~八巻所収、科学出版社、二〇〇二年、初出一九三五年)、第八 松丸道雄前掲「西周青銅器製作の背景―周金文研究・序章―」、一六~一七頁
- (21) 唐蘭「周王鉄鐘考」(『唐蘭先生金文論集』、紫禁城出版社、一九九五年。初出一九三六年)、三十九頁。
- ② 羅西章「陝西扶風発現西周厲王胡簋」(『文物』一九七九年第四期)。
- 23) 朱鳳瀚 「由伯娛父簋再論周厲王征淮夷」(『古文字研究』第二七輯、二〇〇八年)、一九三~一九四頁
- 24 25 木村秀海「琱生三器釈読」(『漢字学研究』第一号、二〇一三年)。ここで取り上げる三銘の釈読もこれに基づいた。 宝鶏市考古研究所・扶風県博物館「陝西扶風五郡西村西周青銅器窖蔵発掘簡報」(『文物』二〇〇七年第八期)。
- 您 木村秀海前掲「琱生三器釈読」、四八~四九頁。
- ② 以下、木村秀海前掲「琱生三器釈読」の指摘から一部修正した。
- 木村秀海前掲「琱生三器釈読」、四九頁。

(28)

- (30) 29 木村秀海前掲 松丸道雄前掲 「西周青銅器中の諸侯製作器について―周金文研究・序章その二―」、一六五頁 「琱生三器釈読」、 五一頁。
- (31) 七月一四日、http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4277)による。 この両銘の釈読は裘錫圭「大河口西周墓地二〇〇二号墓出土盤盃銘文解釈」(復旦大学出土文献与古文字研究中心網站二〇一八年
- (33) 32 |五二~二五三頁 韓巍前掲「翼城大河口M一〇一七、M二〇〇二両墓的年代及相関問題」、二五二頁 韓巍「翼城大河口M一〇一七、M二〇〇二両墓的年代及相関問題」(『青銅器与金文』第三輯、 上海古籍出版社、二〇一九年)、
- (立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所 客員研究員)